

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和元年6月12日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の度数に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

軽度（原文のママ）ではないと思う。請求人は、2017年に脳梗塞を起こしたが、それ以前の請求人の行動等に照らして、請求人の度数は、上位の度数だと思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|--------------|------------------|
| 令和 2年 1月 17日 | 諮問 |
| 令和 2年 2月 18日 | 審議（第42回第2部会） |
| 令和 2年 5月 21日 | 運営規程11条適用による書面審議 |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が 2 度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が 3 度（中度）とされている。

- (3) 要綱 7 条は、手帳の交付を受けた者が、3 歳、6 歳、12 歳、18 歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申

請をしなければならないとし、また、要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用している。

- (4) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール（第2・4・(1)）

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果は、IQ31と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34」に相当する「2度」と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等によれば、請求人は、計算はできないが、簡単な漢字が読め、教示に従って部分的にはあるが書き取りもできる。現在は1人で外出させていないとのことであるが、作業所通所の送迎をするようになった2～3年前までは、余暇には1人で最寄りの地下鉄の駅まで行き本屋などに行ったり、弁当を買ったり、ファミリーレストランに行ったりもしていた。

以上のことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる」に相当する「3度」と記載されている。

ウ 「職業能力」について

請求人は、通所している作業所では、受注作業の部屋で封入や丁合の仕事をしており、工賃を1万～1万4千円、ボーナスは3万円貰うことができていると、作業所職員から聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」に相当する「3度」と記載されている。

エ 「社会性」について

請求人は、作業所に通うことができ、好きな人に対して適度の距離感を保つことが難しく、抱きついたりすることがあるなど問題はあるものの集団の中で過ごすことができている。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接中、面接者が母と話している時に、請求人が、「中学の時は宿泊に行かれなかった」と思い出して言う。母に聞くと、普通級に通学していた当時、修学旅行の時先生にオムツをすると言われ参加しなかったとのことであった。また、作業所での作業内容を、十分ではないとしても「〇〇（作業所）、袋入れ、チラシ」と答え、作業時間も「9時に始まって、3時まで」（正確には3時50分）、お昼は「給食」と言える。さらに工賃をもらっているかの問いには、「1万円とか」と言い、何をかうのかの問いに「お母さんに預かってもらう」という

ことができるなどの会話が可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

平成27年頃から不整脈、心房細動があり、平成29年7月、脳梗塞を起こし救急入院した。その際、こぶし大の梗塞があった。入院の2日後に再発、3か月後に退院し、その後はリハビリのため別の病院に1か月間入院した。退院後は、不整脈の薬を服薬し、脳梗塞については半年に1回通院している。

以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

作業所へは1人で通所していたが、5～6年前、〇〇警察から、本人が傘を振り回したり、小学生に暴言を吐いているとの電話があった。また、年配者にも、どけっ、と言ったり、年配者を押してバスから先に降りようとしたりすることがあったということである。このようなことが重なったため、2～3年前から作業所通所時は、一人で通所しているものの、母が自宅最寄りのバス停まで送迎、作業所最寄りのバス停から作業所まではヘルパーが送迎しており、以後、外出時は母が付き添い、1人での外出はさせなくなったと、母から聞き取っている。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事は、母の不在時、作っておくと電子レンジで温めて食べることができる。また1人で外出していたころは、弁当を買ってきたり、ファミリーレストランに行き1人で食事したりしていた。排泄は、緊張するとトイレが近くなるとのことで、時に下着を汚すが、自分で着替え、ビニール袋を持参しているので、それに入れて持って帰るとのこと。入浴は頭は自分で洗えるが、他の所は手助けが必要という。衣服の着脱はできるが寒暖調節はいまひとつなので声かけを要する。整容面ではひげは電気カミソリを使用するが剃り残しがあり、たまに母がT字剃刀で剃ってやる。買い物は、釣銭計算はできないが、工賃の1万円を母が千円札にくずして請求人に渡しておき、外出時に使っている。乗り継ぎを伴う交通機関の利用は3か月から半年くらい練習すれば覚えられる。乗り越すと電話がかかってきて、「お母さん〇〇（駅）まで行っちゃった」などと言うこともあった。今もバス停で降りると、「降りたよ」と電話してくる。

以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」に相当する「3度」と記載されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中2項目が2度（重度）、6項目が3度（中度）とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見等に基づくものであって、これらから得られる請求人の状態について、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね3度程度に該当するものと判断するのが相当である。

- (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見（第2・4・(2)から(4)まで）

医学的所見欄には「中度知的障害、脳梗塞」と、心理学的所見欄には「CA32 MA5:0 IQ31（鈴木ビネー改訂版）（R1.5.16実施）」と、社会診断所見欄には「行動上の問題が出てきて母は苦慮しているがその他の日常生活状況は18才以降大きな変化なく全体として3度レベルを保っている。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、平成29年の脳梗塞発症以前の行動等を勘案して判定を行うべきであると主張しているものと解せられる。

しかし、前述（1・(2)及び(4)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりである。なお、本件判定書におけるプロフィール各項目の評価には、請求人の通所先での様子の聴き取りの内容も反映されているものと認められるほか、母から聴取した5～6年前の問題行動も評価の要素となっていることが認められる。したがって、仮に脳梗塞を発症する以前の請求人の行動が、面接を行った日の請求人の様

子と同じではないものであっても、そのことをもって、本件判定書において示されているプロフィール各項目の判定が、その内容において請求人の知的障害の程度を正確に把握するものではないということとはできず、本件判定書に基づいてなされた本件処分が違法又は不当なものであるということにはならないから、請求人の主張には理由がないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)